二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

（準荷主が荷主に行う指示事項）

第七十四条　法第百六条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所

二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第七十五条　法第百九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。

第七十六条　法第百九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第七十七条　法第百九条第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第七十八条　法第百十条又は第百十四条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。）が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

［新設］

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第四十二条　法第六十一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第十七による届出書一通を提出してしなければならない。

第四十三条　法第六十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第四十四条　法第六十一条第三項の規定による申出は、様式第十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（計画の提出）

第四十五条　法第六十二条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十九による計画書一通により行わなければならない。

［新設］

（定期の報告）

第七十九条　法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。

第八十条　法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三～五　［略］

（定期の報告）

第四十六条　法第六十三条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十による報告書一通を提出してしなければならない。

第四十七条　法第六十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五十九条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三～五　［略］